

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月20日
【計算期間】	第6期特定期間（自 平成20年8月21日 至 平成21年2月20日）
【ファンド名】	安田増配期待日本株ファンド（3ヵ月決算型）
【発行者名】	安田投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 治紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【事務連絡者氏名】	小林 敏彦
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-3296-6000
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）は、わが国の株式を主要投資対象とする日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主な投資対象として、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル （日本含む） 日本	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月） 年12回 （毎月）	北米 欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	その他 （ ）	アフリカ 中近東 （中東） エマージング	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年4回

目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

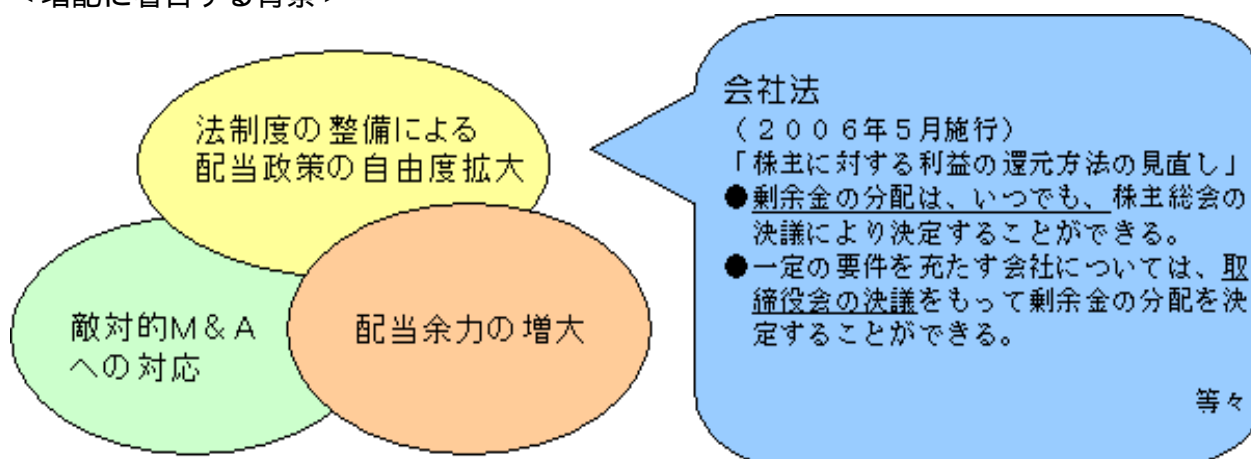
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

■ファンドの狙い

継続的な増配による安定収益の確保と、企業価値の向上による株価の上昇を狙います。

< 増配に着目する背景 >



■ファンドの特色

わが国の株式を主要投資対象とするマザーファンドを主な投資対象とします。

増配余地の高いと判断される銘柄に着目し、定量および定性分析を行ったうえで投資します。

株式の組入比率は原則として高位を保ち、業種分散、流動性等に配慮のうえ投資します。

ファンドの設定時、償還時、市況動向、信託財産等の状況によっては上記の運用ができないこともあります。

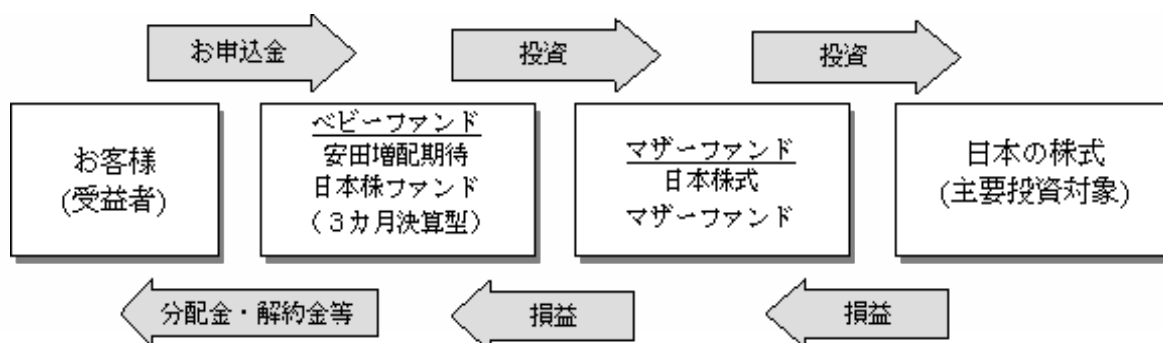
増配余地の高いと判断される銘柄に着目した運用を行うため、ベンチマークは設けません。

年4回決算を行います。収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、当ファンドは増配余地に着目するため、必ずしも好配当の銘柄に投資するものではありません。このため、分配を行わないこともあります。

(2) 【ファンドの仕組み】

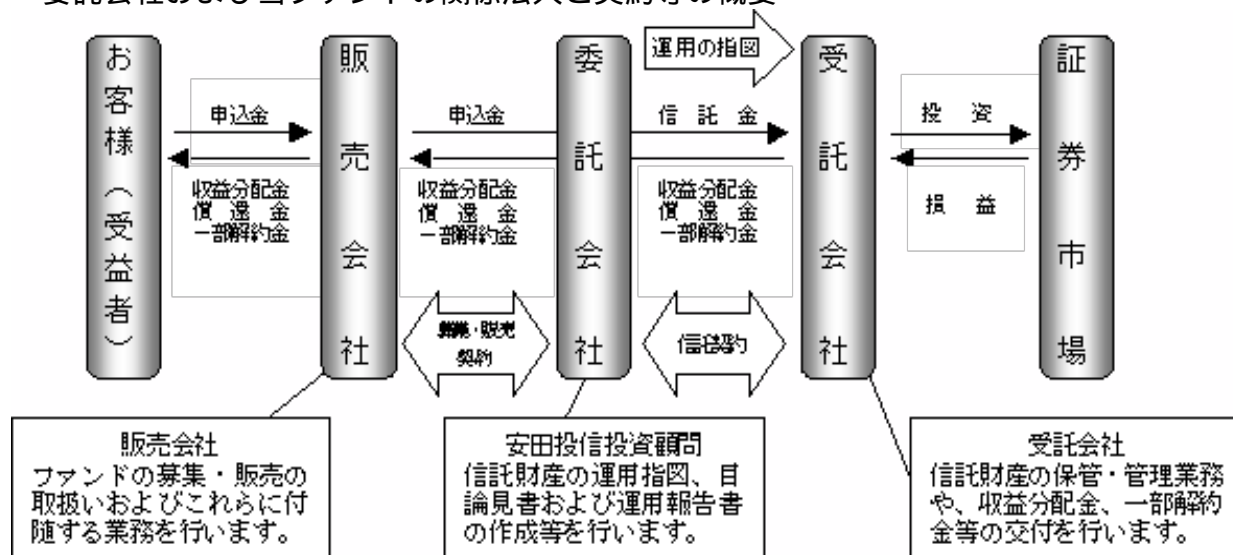
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、お客様（受益者）の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、マザーファンドの運用成果はすべてベビーファンドに反映されます。



損益は全て投資家である受益者に帰属します。

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要



■委託会社

安田投信投資顧問株式会社

委託会社は、ファンドの設定、信託約款の届出、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

委託会社の概要は次の通りです。

資本金：26億円（平成21年3月末現在）

沿革：平成11年3月1日 安田ペインウェバー投信株式会社設立

平成11年3月25日 証券投資信託委託業認可取得

平成11年12月16日 証券投資顧問業登録

平成15年6月26日 安田投信投資顧問株式会社へ商号変更

平成15年7月23日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成15年8月1日 安田投資顧問株式会社と合併

大株主の状況（平成21年3月末現在）

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	114,000株	98.62%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	1,600株	1.38%

■受託会社

住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の保管・管理業務、収益分配金、一部解約金および償還金等の交付を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

委託会社と受託会社との間には、受益者である投資家の利殖に資する目的で信託契約を結んでいます。

受託会社の報酬は、信託報酬から支弁されます。

■販売会社

販売会社については、下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

販売会社は当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。委託会社と販売会社との間には、販売契約が取交わされており、その概要は次の通りです。

募集・販売の取扱いおよび追加設定の申込事務、一部解約の実行の請求の受付、買取、収益分配金、一部解約金、償還金等の支払、税務の事務、宣伝広告および目論見書・運用報告書等の交付等を行います。

当ファンドの募集・販売の取扱いに関する報酬を、信託報酬から代行手数料として控除します。

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、わが国の株式を主要投資対象とする日本株式マザーファンドを主な投資対象とします。

投資態度

- 1) わが国の株式を主要投資対象とする日本株式マザーファンドを主な投資対象として、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
- 2) 株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

■参考 マザーファンドの投資方針

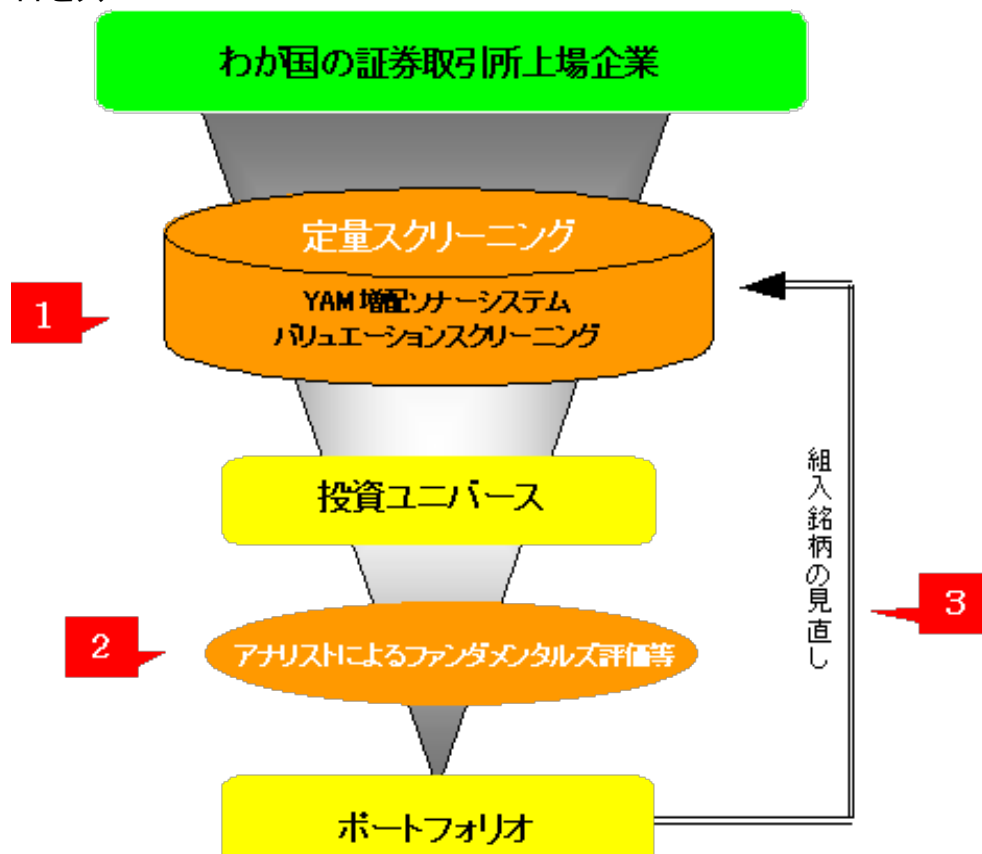
基本方針

わが国の株式を主な投資対象とします。

投資態度

- 1) わが国の株式を主な投資対象とします。
- 2) 増配余地の高いと判断される銘柄に着目し、定量および定性分析を行った上で投資します。
- 3) 増配余地の高いと判断される銘柄に着目した運用を行うため、ベンチマークは設けません。
- 4) 株式の組入比率は原則として高位を保ち、業種分散、流動性等に配慮の上投資します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 5) ファンドの設定時、償還時、市況動向、信託財産等の状況によっては上記の運用ができないこともあります。

投資プロセス



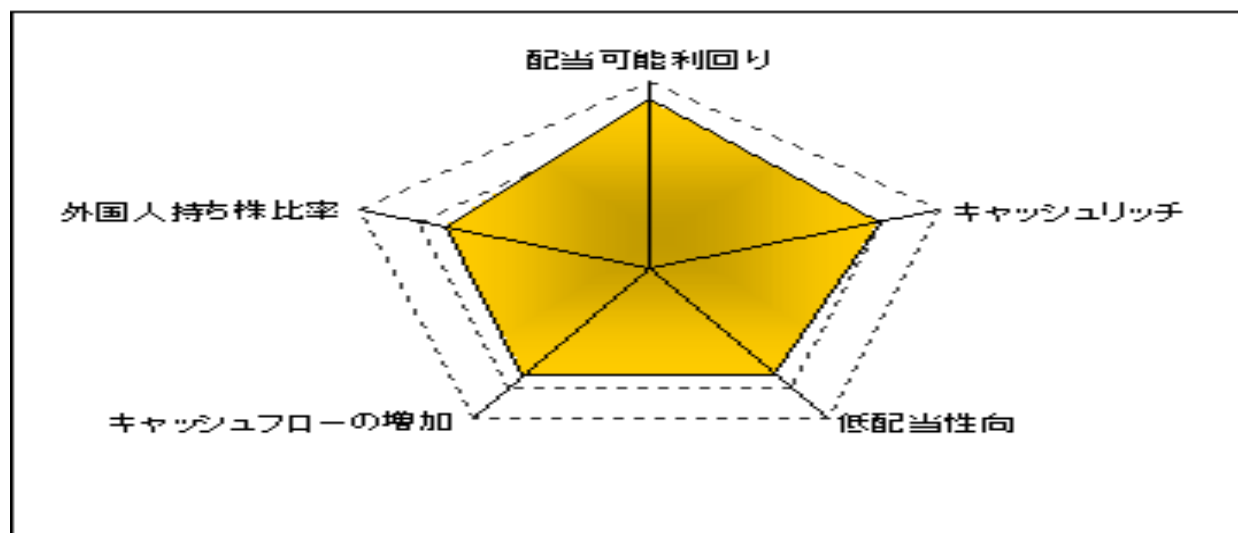
1. 投資ユニバースの策定

「YAM増配ソナーシステム」と「バリュエーションスクリーニング」の独自の定量スクリーニングを実施し、投資ユニバースを策定します。

■ Y A M増配ソナーシステム

わが国の証券取引所上場企業に対し、増配に結び付くと考えられる項目（配当可能利回り、キャッシュリッチ、低配当性向、キャッシュフローの増加、外国人持ち株比率等）をチェックし、点数化します。

YAM増配ソナーチャート



上記チャートは、投資対象企業の点数化を例示したものであり、採用する項目を含め、実際のスクリーニング結果を示唆するものではありません。また、将来採用する項目が変更される場合があります。

Y A M増配ソナーシステムの採用項目

配当可能利回り	配当として払い出し可能な利益留保額（配当可能金額）を時価総額で割ったもので、この値が高いほど今後の増配によるリターンに期待が高まります。
キャッシュリッチ	配当可能金額に対する手元流動性資産の割合で、増配の即時性を判断します。
低配当性向	配当性向は配当を純利益で割ったものですが、この値が低い企業は今後増配圧力がかかってくるものと考えられます。
キャッシュフローの増加	予想キャッシュフロー（純利益＋減価償却費）を過去の実績値と比較し、増加トレンドにあれば、増配の余地が高まると判断します。
外国人持ち株比率	発行済み株式総数に占める外国人投資家の持ち株比率ですが、外国人投資家は企業の資産効率に高い関心を持ち、遊休資産等を多く抱える企業には増配による株主還元圧力がかかってくるものと考えられます。

■ バリュエーションスクリーニング

業種配分を考慮しつつ、P E R、P B R 等に関するバリュエーションスクリーニングを実施します。

2. ポートフォリオの構築

ファンドマネージャーおよびアナリストによるファンダメンタルズ評価を加味し、最終的なポートフォリオを構築します。

3. 組入銘柄の見直し

組入銘柄の見直しは、業績動向や株価水準等を総合的に勘案し、適宜行います。

投資対象および投資制限は、原則として「安田増配期待日本株ファンド（3ヵ月決算型）」と実質的に同様です。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第28条に定めるものおよびこれらの条項に規定する類似の取引に限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

委託会社は、信託金を主として安田投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券および新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前1.の証券または証書、同12.ならびに同17.の証券または証書のうち同1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、同2.から同6.までの証券および同12.ならびに同17.の証券または証書のうち同2.から同6.までの証券の性質を有するものおよび同14.で記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、同13.および同14.（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

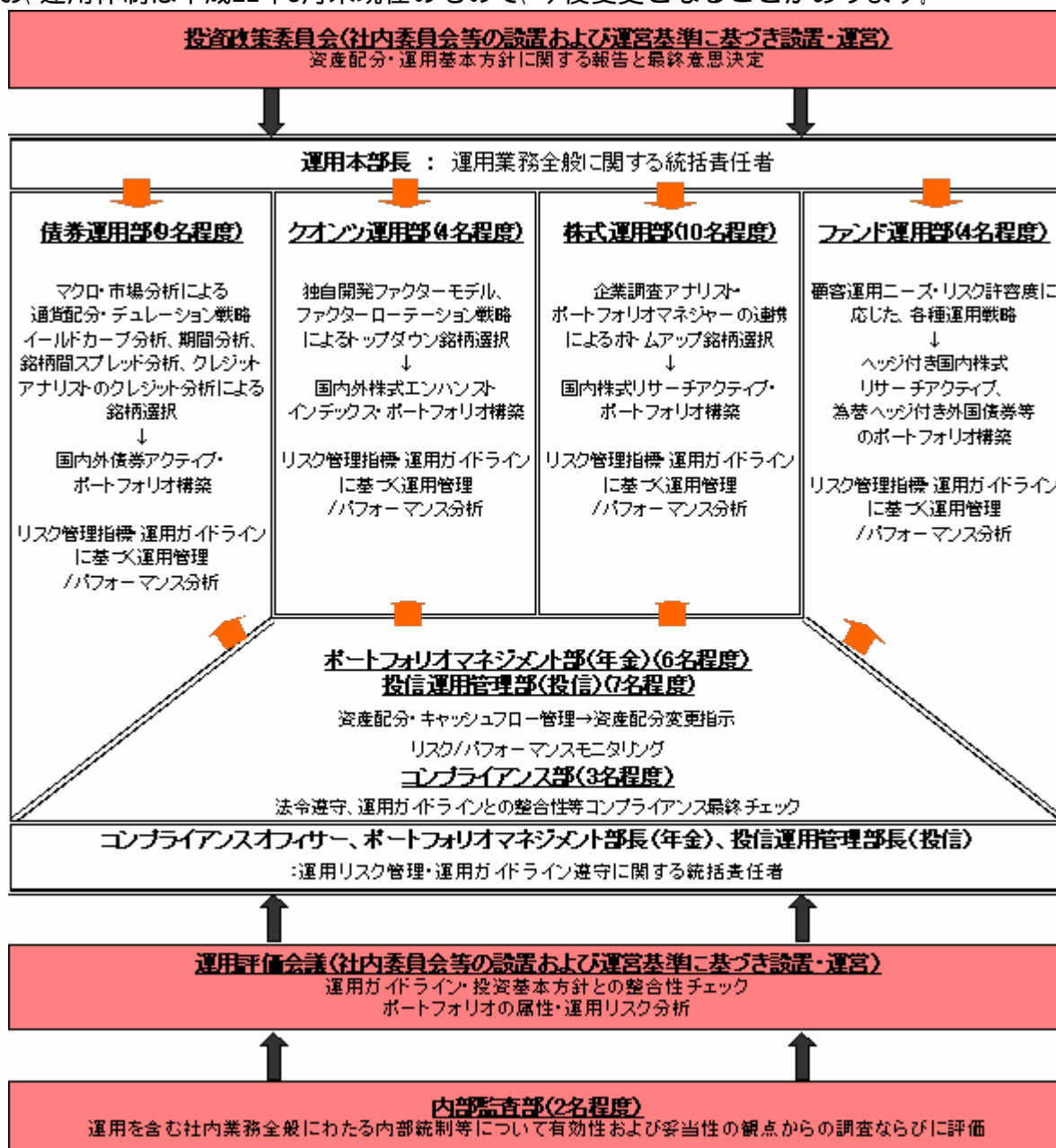
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

安田投信投資顧問の運用全般については、運用本部長（CIO）が責任を負っています。当ファンドの

主要投資対象であるマザーファンドの運用は、CIOの傘下にある株式運用部が執行します。
 なお、運用体制は平成21年3月末現在のもので、今後変更となる可能性があります。



投資政策委員会においてファンドコンセプトに基づいて運用の基本方針を決定します。
 ファンドマネージャーは、運用の基本方針および運用ガイドラインに則り当月の投資環境予測に
 基づいて、組入比率の水準、セクター配分等の原案を作成し、運用を行います。

■ 受託会社に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再信託先との間に、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行って
 います。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け
 取っております。

(4) 【分配方針】

年4回（2月、5月、8月および11月の各20日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下
 の方針により分配を行います。

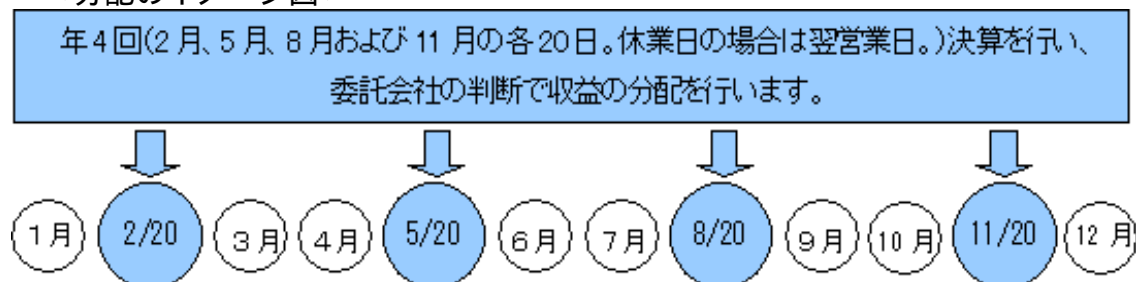
分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額
 とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額
 が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同

一の運用を行います。

< 分配のイメージ図 >



上図は分配に関するイメージ図であり、将来の投資成果および分配金の支払いを保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

■ 投資信託約款に基づく主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図を行いません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額およびマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の20%を超える投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、行いません。

信用取引は、次の範囲で行います。

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等は、次の範囲で行います。

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

有価証券の貸付

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1.および2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法律等で規制される取引等

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを内容とした運用を行うこと。

3【投資リスク】

（１）ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主に国内株式を投資対象としています。組入れた株式の値動き等により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。したがって元本が保証されているものではありません。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドが主たる組入対象とする証券には主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

価格変動リスク

株式の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため組入銘柄の値動きにより基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

流動性リスク

株式を売却する際に、期待される価格で売却できない場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

信用リスク

投資している株式を発行する企業の信用状況等の変化により、倒産またはそれに準じる状態に陥った場合、その企業の株式価値が大きく減少することまたはなくなることがあります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

■ ファミリーファンド方式にかかる留意点

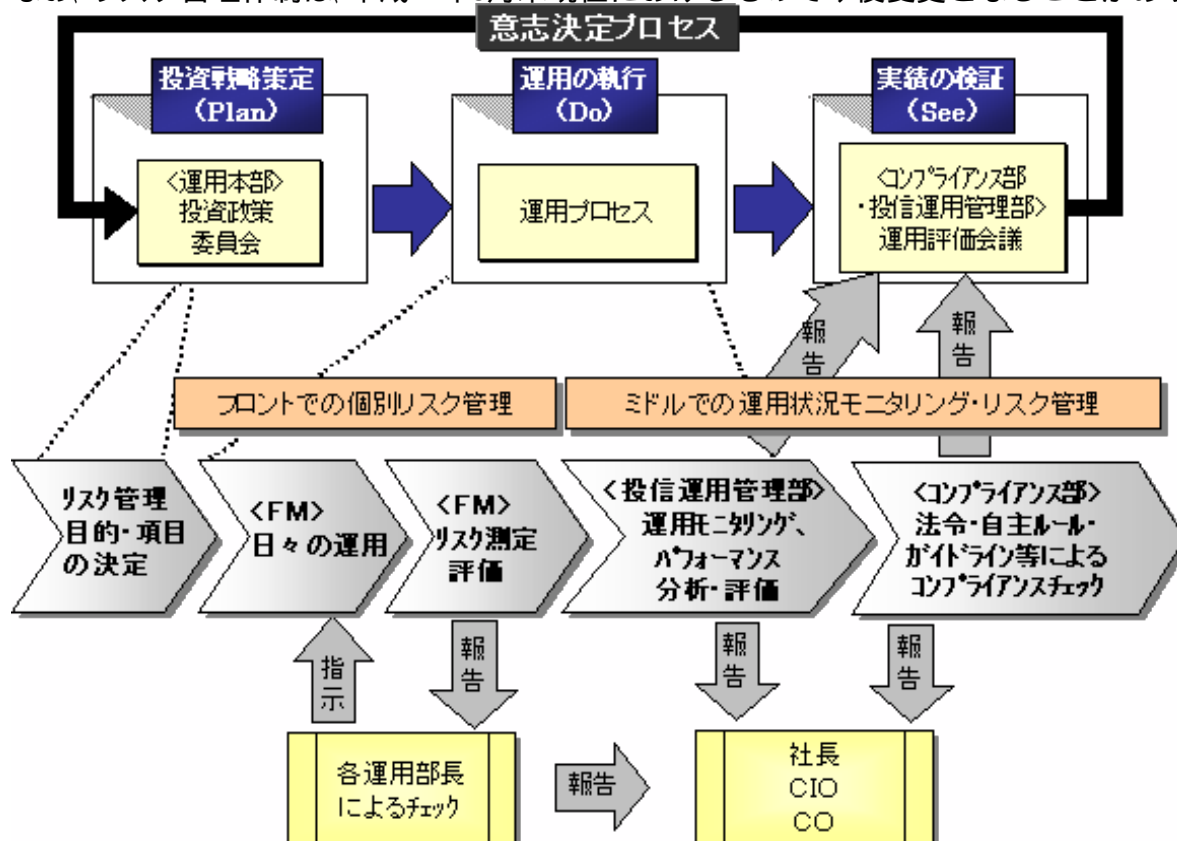
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。このため、マザーファンドに投資する他のベ

ビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて投資資産の売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

（２）リスクに対する管理体制

委託会社は以下のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。フロント部門における日常的なリスク管理のほかに、独立したリスク管理部門によるリスク管理が行われ、厳格な相互牽制の下で、運用を行っています。

なお、リスク管理体制は、平成21年3月末現在におけるもので今後変更となる場合があります。



フロント部門におけるリスク管理

運用部門の長は、パフォーマンス動向、個別銘柄売買動向、ガイドラインとの整合性などを日々チェックします。

ミドル部門における運用モニタリング・リスク管理

投信運用管理部は、リスク管理を含めたファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、運用評価会議においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析など、ファンドの運用状況を報告します。また、コンプライアンス部は、法令遵守や運用ガイドラインとの整合性を最終チェックします。

運用評価会議

月次で開催され、社長以下の全役員、コンプライアンスオフィサー、内部監査部長、投信運用管理部および運用本部のファンドマネージャー等が参加し、各ファンドの運用状況、パフォーマンス動向、ポートフォリオ特性等が報告されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。（1万口あたり）

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありせん。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.575%（税抜 1.50%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

合計（年率）	内訳		
	委託会社	販売会社	受託会社
1.575%	0.7455%	0.7455%	0.084%
（税抜 1.50%）	（税抜 0.71%）	（税抜 0.71%）	（税抜 0.08%）

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0042%（税抜 0.004%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査報酬等を、原則として毎年2月20日および8月20日の決算期末（該当日が休業日の場合は翌営業日。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

なお、監査報酬の額は、監査法人との間で見直されることがあります。

その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料は、信託財産が負担するものとします。この他に、売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）の手数料・費用等の合計額は、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

解約時および償還時の譲渡損失については、申告分離課税を選択した収益分配金（配当所得）および上場株式等の譲渡益等との損益通算が可能になります。
詳しくは販売会社へお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

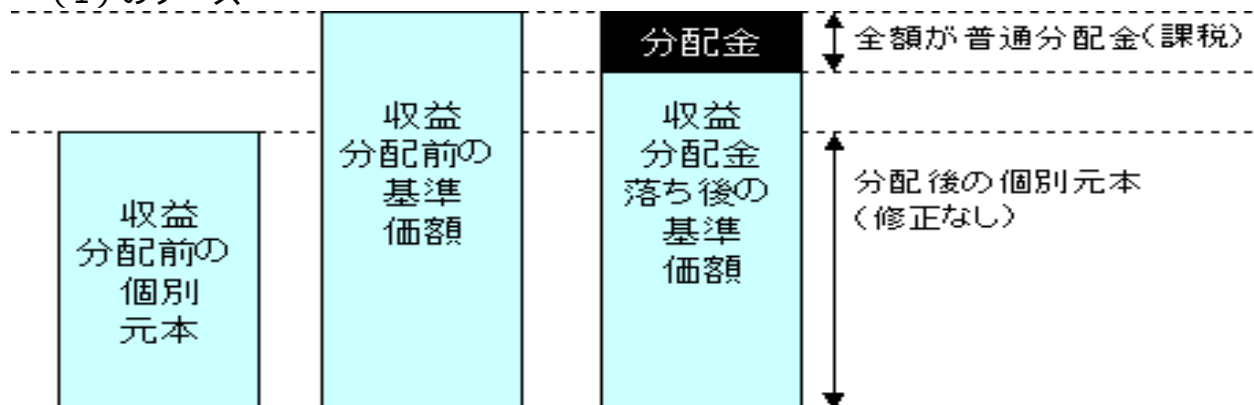
収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

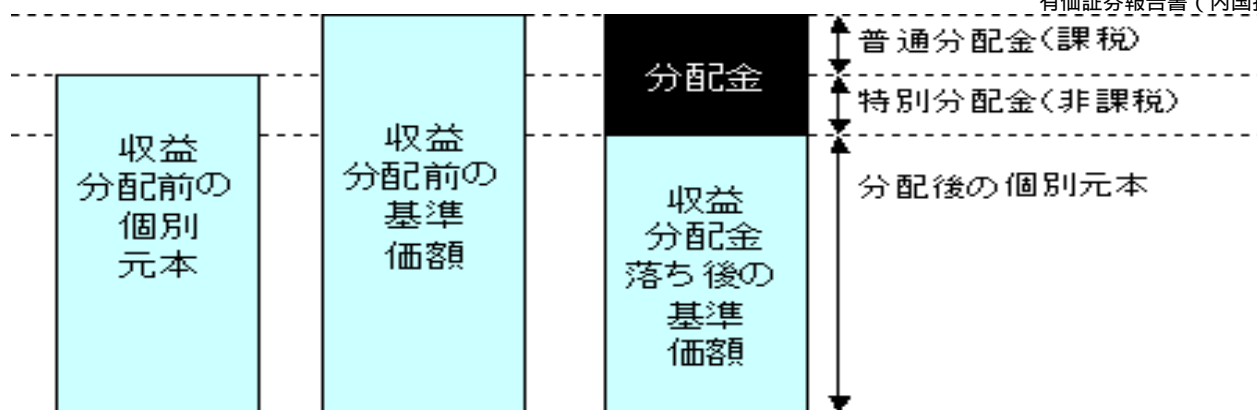
受益者が収益分配金を受取る際、（1）当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（2）当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（1）のケース



（2）のケース



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

安田増配期待日本株ファンド（３カ月決算型）

（平成21年３月31日現在）

資産の種類	国／地域	金額（円）	投資比率（％）
日本株式親投資信託受益証券	-	1,068,349,724	100.5
小計		1,068,349,724	100.5
現金およびその他の資産（負債控除後）		4,898,966	0.5
合計（純資産総額）		1,063,450,758	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

参考

親投資信託の投資状況は以下のとおりです。

日本株式マザーファンド

（平成21年３月31日現在）

資産の種類	国／地域	金額（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,011,033,770	94.6
小計		1,011,033,770	94.6
現金およびその他の資産（負債控除後）		57,359,492	5.4
合計（純資産総額）		1,068,393,262	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

安田増配期待日本株ファンド（３カ月決算型）

（平成21年３月31日現在）

順位	銘柄名	国／地域	種類	数量（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	日本株式マザーファンド	-	親投資信託受益証券	2,528,638,401	4,021	1,016,765,502	4,225	1,068,349,724	100.5

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.5
合計	100.5

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考

親投資信託の投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

日本株式マザーファンド

（平成21年３月31日現在）

順位	銘柄名	国／地域	種類	業種	株数（株）	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
						単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	66,800	429	28,657,200	476	31,796,800	3.0
2	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	9,700	3,036	29,456,000	3,120	30,264,000	2.8
3	東京電力	日本	株式	電気・ガス業	9,400	2,730	25,662,000	2,460	23,124,000	2.2
4	スズキ	日本	株式	輸送用機器	13,700	1,470	20,139,000	1,629	22,317,300	2.1
5	三菱地所	日本	株式	不動産業	19,000	1,006	19,124,000	1,102	20,938,000	2.0

6	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	7,700	2,245	17,286,500	2,315	17,825,500	1.7
7	キャノン	日本	株式	電気機器	6,200	2,302	14,272,700	2,820	17,484,000	1.6
8	三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	5,100	2,965	15,121,500	3,410	17,391,000	1.6
9	任天堂	日本	株式	その他製品	600	25,430	15,258,000	28,450	17,070,000	1.6
10	信越化学工業	日本	株式	化学	3,300	4,109	13,560,800	4,770	15,741,000	1.5
11	シャープ	日本	株式	電気機器	20,000	691	13,820,000	776	15,520,000	1.5
12	三菱商事	日本	株式	卸売業	11,600	1,211	14,047,600	1,285	14,906,000	1.4
13	東京海上ホールディングス	日本	株式	保険業	6,100	2,075	12,657,500	2,395	14,609,500	1.4
14	三井物産	日本	株式	卸売業	14,000	913	12,782,000	986	13,804,000	1.3
15	ベネッセコーポレーション	日本	株式	サービス業	3,700	3,860	14,282,000	3,620	13,394,000	1.3
16	ヤマトホールディングス	日本	株式	陸運業	14,000	906	12,684,000	927	12,978,000	1.2
17	ソニー	日本	株式	電気機器	6,100	1,588	9,686,800	1,998	12,187,800	1.1
18	コニカミノルタホールディングス	日本	株式	電気機器	14,500	767	11,121,500	838	12,151,000	1.1
19	東北電力	日本	株式	電気・ガス業	5,600	2,155	12,071,600	2,165	12,124,000	1.1
20	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	3,100	4,230	13,113,000	3,730	11,563,000	1.1
21	オクマ	日本	株式	機械	31,000	298	9,238,000	365	11,315,000	1.1
22	アイシン精機	日本	株式	輸送用機器	7,300	1,421	10,373,300	1,546	11,285,800	1.1
23	みずほフィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	58,000	188	10,904,000	188	10,904,000	1.0
24	新日本製鐵	日本	株式	鉄鋼	41,000	251	10,291,000	263	10,783,000	1.0
25	ダイハツ工業	日本	株式	輸送用機器	14,000	726	10,164,000	769	10,766,000	1.0
26	静岡銀行	日本	株式	銀行業	12,000	867	10,404,000	884	10,608,000	1.0
27	九州電力	日本	株式	電気・ガス業	4,800	2,270	10,896,000	2,210	10,608,000	1.0
28	フジ・メディア・ホールディングス	日本	株式	情報・通信業	96	110,000	10,560,000	110,200	10,579,200	1.0
29	日本テレビ放送網	日本	株式	情報・通信業	1,140	9,200	10,488,000	9,220	10,510,800	1.0
30	キリンホールディングス	日本	株式	食料品	10,000	930	9,300,000	1,042	10,420,000	1.0

	種類	業種	投資比率（％）
国内	株式	鉱業	0.4
		建設業	2.2
		食料品	3.1
		繊維製品	0.9
		パルプ・紙	0.5
		化学	4.8
		医薬品	4.4
		石油・石炭製品	0.9
		ゴム製品	0.6
		ガラス・土石製品	1.0
		鉄鋼	2.6
		非鉄金属	1.3
		金属製品	0.6
		機械	3.9
		電気機器	11.0
		輸送用機器	8.7
		精密機器	1.2
		その他製品	2.7
		電気・ガス業	6.2
		陸運業	4.3
		海運業	0.8
		倉庫・運輸関連業	0.4
		情報・通信業	5.7
		卸売業	4.7

	小売業	3.8
	銀行業	9.4
	証券、商品先物取引業	1.2
	保険業	2.5
	その他金融業	0.7
	不動産業	2.0
	サービス業	2.1
	合計	94.6

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

運用開始以来の各計算期末および平成20年３月から平成21年３月までの各月末の純資産の推移は以下の通りです。

安田増配期待日本株ファンド（３カ月決算型）

		純資産総額（百万円）		１万口当たりの基準価額（円）	
		分配付	分配落	分配付	分配落
第１期特定期間	第１期末 （平成18年８月21日）	7,105	7,105	9,172	9,172
第２期特定期間	第２期末 （平成18年11月20日）	7,050	7,050	8,542	8,542
	第３期末 （平成19年２月20日）	7,169	7,169	9,815	9,815
第３期特定期間	第４期末 （平成19年５月21日）	5,832	5,832	9,294	9,294
	第５期末 （平成19年８月20日）	4,180	4,180	8,167	8,167
第４期特定期間	第６期末 （平成19年11月20日）	3,434	3,434	7,843	7,843
	第７期末 （平成20年２月20日）	2,711	2,711	6,804	6,804
第５期特定期間	第８期末 （平成20年５月20日）	2,618	2,618	7,257	7,257
	第９期末 （平成20年８月20日）	2,087	2,087	6,396	6,396
第６期特定期間	第10期末 （平成20年11月20日）	1,221	1,221	4,095	4,095
	第11期末 （平成21年２月20日）	1,048	1,048	3,833	3,833
平成20年 ３月末		2,473	-	6,447	-
４月末		2,604	-	7,061	-
５月末		2,623	-	7,349	-
６月末		2,397	-	6,933	-
７月末		2,286	-	6,808	-
８月末		2,089	-	6,514	-
９月末		1,761	-	5,656	-
10月末		1,356	-	4,460	-
11月末		1,283	-	4,333	-
12月末		1,261	-	4,437	-
平成21年 １月末		1,141	-	4,118	-
２月末		1,067	-	3,930	-
３月末		1,063	-	4,020	-

【分配の推移】

安田増配期待日本株ファンド（３カ月決算型）

計算期		１万口当たりの収益分配金（円）
第１期特定期間	第１期末（平成18年８月21日）	0
第２期特定期間	第２期末（平成18年11月20日）	0
	第３期末（平成19年２月20日）	0
第３期特定期間	第４期末（平成19年５月21日）	0
	第５期末（平成19年８月20日）	0
第４期特定期間	第６期末（平成19年11月20日）	0
	第７期末（平成20年２月20日）	0
第５期特定期間	第８期末（平成20年５月20日）	0
	第９期末（平成20年８月20日）	0
第６期特定期間	第10期末（平成20年11月20日）	0
	第11期末（平成21年２月20日）	0

【収益率の推移】

安田増配期待日本株ファンド（３カ月決算型）

計算期		収益率（％）
第１期特定期間	第１期末（平成18年８月21日）	8.3
第２期特定期間	第２期末（平成18年11月20日）	6.9
	第３期末（平成19年２月20日）	14.9
第３期特定期間	第４期末（平成19年５月21日）	5.3
	第５期末（平成19年８月20日）	12.1
第４期特定期間	第６期末（平成19年11月20日）	4.0
	第７期末（平成20年２月20日）	13.2
第５期特定期間	第８期末（平成20年５月20日）	6.7
	第９期末（平成20年８月20日）	11.9
第６期特定期間	第10期末（平成20年11月20日）	36.0
	第11期末（平成21年２月20日）	6.4

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年4月28日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託の振替制度に移行するための変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込の受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時（証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消することができます。

申込単位

販売会社へお問い合わせください。

申込価額

取得申込日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。（1万口あたり）

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

解約の方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

解約の受付

換金申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時（証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設けることがあります。

解約単位

一部解約の単位は、委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

解約価額

一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。なお、一部解約の価額は、販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

信託財産留保額

ありません。

解約代金の支払い

一部解約金の支払いは、解約請求受付日から起算して原則として5営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

解約に関する留意点

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問合せください。

第3【管理及び運営】**1【資産管理等の概要】****（1）【資産の評価】**

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して求めます。

資産の種類	評価方法
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、取得した国の市場における最終相場）により評価します。
マザーファンド	計算日の基準価額により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は、販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として無期限です。ただし、約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年2月21日から5月20日、5月21日から8月20日、8月21日から11月20日、および11月21日から翌年2月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、信託契約の解約日までとします。

（５）【その他】

信託の終了

1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合、または信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し、信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

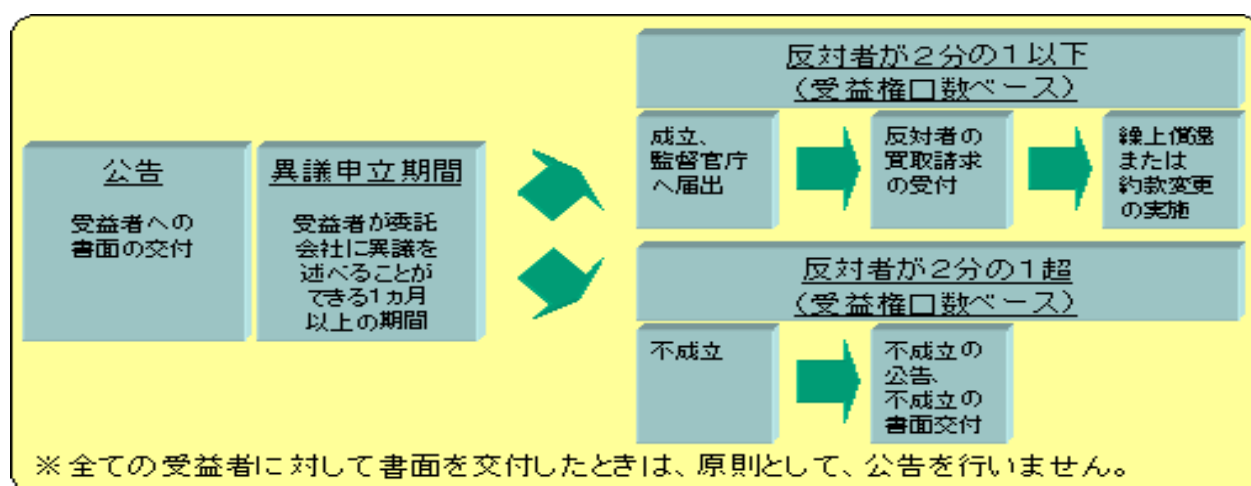
委託会社は、分割により委託会社の事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) 第2および第3段落記載の手続きに従います。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、6ヶ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は

委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社または委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第5期特定期間（平成20年2月21日から平成20年8月20日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第6期特定期間（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第5期特定期間（平成20年2月21日から平成20年8月20日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第6期特定期間（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期特定期間（平成20年2月21日から平成20年8月20日まで）及び第6期特定期間（平成20年8月21日から平成21年2月20日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5期特定期間末 （平成20年8月20日現在）	第6期特定期間末 （平成21年2月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,000,000	5,100,000
親投資信託受益証券	2,090,637,254	1,049,049,165
未収入金	5,620,052	780,492
未収利息	109	6
流動資産合計	2,106,257,415	1,054,929,663
資産合計	2,106,257,415	1,054,929,663
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,828,888	1,560,292
未払受託者報酬	503,886	254,088
未払委託者報酬	8,943,974	4,510,051
その他未払費用	51,701	30,193
流動負債合計	18,328,449	6,354,624
負債合計	18,328,449	6,354,624
純資産の部		
元本等		
元本	3,264,668,969	2,735,568,773
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,176,740,003	1,686,993,734
（分配準備積立金）	34,278,367	34,952,506
元本等合計	2,087,928,966	1,048,575,039
純資産合計	2,087,928,966	1,048,575,039
負債純資産合計	2,106,257,415	1,054,929,663

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 5 期特定期間 （自 平成20年 2 月21日 至 平成20年 8 月20日）	第 6 期特定期間 （自 平成20年 8 月21日 至 平成21年 2 月20日）
営業収益		
受取利息	220	43
有価証券売買等損益	111,419,971	767,419,989
営業収益合計	111,419,751	767,419,946
営業費用		
受託者報酬	1,035,196	605,040
委託者報酬	18,374,686	10,739,371
その他費用	51,701	30,193
営業費用合計	19,461,583	11,374,604
営業利益又は営業損失（ ）	130,881,334	778,794,550
経常利益又は経常損失（ ）	130,881,334	778,794,550
当期純利益又は当期純損失（ ）	130,881,334	778,794,550
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	13,155,347	20,931,155
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,273,702,805	1,176,740,003
剰余金増加額又は欠損金減少額	214,732,736	254,087,430
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	214,732,736	254,087,430
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,947	6,477,766
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,947	6,477,766
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,176,740,003	1,686,993,734

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第５期特定期間 （自 平成20年２月21日 至 平成20年８月20日）	第６期特定期間 （自 平成20年８月21日 至 平成21年２月20日）
１．運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
３．その他	当ファンドの特定期間は、平成20年２月21日から平成20年８月20日までとなっております。	当ファンドの特定期間は、平成20年８月21日から平成21年２月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第５期特定期間末 （平成20年８月20日現在）		第６期特定期間末 （平成21年２月20日現在）	
１．特定期間の末日における受益権の総数	3,264,668,969口	１．特定期間の末日における受益権の総数	2,735,568,773口
２．投資信託財産計算規則第55条の６第１項第10号に規定する額		２．投資信託財産計算規則第55条の６第１項第10号に規定する額	
元本の欠損	1,176,740,003円	元本の欠損	1,686,993,734円
３．特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額		３．特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	0.6396円	１口当たり純資産額	0.3833円
（10,000口当たり純資産額）	（6,396円）	（10,000口当たり純資産額）	（3,833円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 5 期特定期間 （自 平成20年 2 月21日 至 平成20年 8 月20日）			第 6 期特定期間 （自 平成20年 8 月21日 至 平成21年 2 月20日）		
分配金の計算過程 第 8 期（平成20年 2 月21日から平成20年 5 月20日まで） 計算期間末における分配対象収益額は、39,931,505円 （10,000口当たり110円66銭）であり、分配金額は 0 円と しております。			分配金の計算過程 第10期（平成20年 8 月21日から平成20年11月20日まで） 計算期間末における分配対象収益額は、39,965,622円 （10,000口当たり133円93銭）であり、分配金額は 0 円と しております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	19,580,185円	配当等収益額（費用控除後）	A	6,943,425円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	2,049,063円	収益調整金額	C	1,694,632円
分配準備積立金額	D	18,302,257円	分配準備積立金額	D	31,327,565円
分配対象額（A + B + C + D）	E	39,931,505円	分配対象額（A + B + C + D）	E	39,965,622円
期末受益権口数	F	3,607,903,468口	期末受益権口数	F	2,983,638,347口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	110円 66銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	133円 93銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円
第 9 期（平成20年 5 月21日から平成20年 8 月20日まで） 計算期間末における分配対象収益額は、36,132,620円 （10,000口当たり110円66銭）であり、分配金額は 0 円と しております。			第11期（平成20年11月21日から平成21年 2 月20日まで） 計算期間末における分配対象収益額は、36,642,751円 （10,000口当たり133円93銭）であり、分配金額は 0 円と しております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	-円	配当等収益額（費用控除後）	A	-円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	1,854,253円	収益調整金額	C	1,690,245円
分配準備積立金額	D	34,278,367円	分配準備積立金額	D	34,952,506円
分配対象額（A + B + C + D）	E	36,132,620円	分配対象額（A + B + C + D）	E	36,642,751円
期末受益権口数	F	3,264,668,969口	期末受益権口数	F	2,735,568,773口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	110円 66銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	133円 93銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円

（関連当事者との取引に関する注記）

第 5 期特定期間（自 平成20年 2 月21日 至 平成20年 8 月20日）

該当事項はございません。

第 6 期特定期間（自 平成20年 8 月21日 至 平成21年 2 月20日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

１．元本の移動

	第５期特定期間 （自 平成20年２月21日 至 平成20年８月20日）	第６期特定期間 （自 平成20年８月21日 至 平成21年２月20日）
期首元本額	3,985,082,801円	3,264,668,969円
期中追加設定元本額	131,200円	10,690,033円
期中一部解約元本額	720,545,032円	539,790,229円

２．売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第５期特定期間 （自 平成20年２月21日 至 平成20年８月20日）		第６期特定期間 （自 平成20年８月21日 至 平成21年２月20日）	
種類	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,090,637,254	270,256,946	1,049,049,165	66,771,902
合計	2,090,637,254	270,256,946	1,049,049,165	66,771,902

３．デリバティブ取引関係

第５期特定期間（自 平成20年２月21日 至 平成20年８月20日）

該当事項はございません。

第６期特定期間（自 平成20年８月21日 至 平成21年２月20日）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成21年２月20日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成21年２月20日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	2,608,277,388	1,049,049,165	
合計		2,608,277,388	1,049,049,165	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「日本株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成21年２月20日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	49,808,335
株式	998,696,080
未収配当金	1,237,200
未収利息	68
流動資産合計	1,049,741,683
資産合計	1,049,741,683
負債の部	
流動負債	
未払解約金	780,492
流動負債合計	780,492
負債合計	780,492
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	2,608,277,388
剰余金	
欠損金	1,559,316,197
元本等合計	1,048,961,191
純資産合計	1,048,961,191
負債・純資産合計	1,049,741,683

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	（自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日）
1．運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2．費用・収益の計上基準	（１）受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3．その他	貸借対照表は、ファンドの特定期間末の平成21年 2月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成20年 2月21日から平成21年 2月20日までとなっております。

（その他の注記）

（平成21年 2月20日現在）	
1．元本の移動	
対象期間（自 平成20年 8月21日 至 平成21年 2月20日）の元本状況	
期首（平成20年 8月21日）の元本額	3,146,180,970円
対象期間中の追加設定元本額	11,618,197円
対象期間中の一部解約元本額	549,521,779円
平成21年 2月20日現在の元本額の内訳	
安田増配期待日本株ファンド（３カ月決算型）	2,608,277,388円
計	2,608,277,388円
2．元本の欠損	1,559,316,197円
3．対象期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	0.4022円
（10,000口当たり純資産額）	4,022円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

（平成21年 2月20日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日鉄鉱業	9,000	313	2,817,000	
	石油資源開発	600	3,730	2,238,000	
	きんでん	10,000	715	7,150,000	
	トーエネック	11,000	503	5,533,000	
	日揮	9,000	1,148	10,332,000	
	麒麟ホールディングス	10,000	930	9,300,000	
	コカ・コーラウエスト	3,800	1,641	6,235,800	
	ハウス食品	6,100	1,391	8,485,100	
	ニチレイ	25,000	321	8,025,000	
	ホギメディカル	1,900	5,320	10,108,000	
	レンゴー	10,000	575	5,750,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	旭化成	15,000	307	4,605,000	
	日産化学工業	7,000	654	4,578,000	
	クレハ	15,000	378	5,670,000	
	信越化学工業	2,200	3,990	8,778,000	
	花王	5,000	1,927	9,635,000	
	富士フイルムホールディングス	4,900	1,782	8,731,800	
	資生堂	4,000	1,411	5,644,000	
	武田薬品工業	2,400	3,950	9,480,000	
	田辺三菱製薬	6,000	1,148	6,888,000	
	中外製薬	5,300	1,627	8,623,100	
	エーザイ	2,600	3,040	7,904,000	
	参天製薬	2,400	2,735	6,564,000	
	沢井製薬	900	4,520	4,068,000	
	第一三共	4,500	1,894	8,523,000	
	新日本石油	21,000	451	9,471,000	
	ブリヂストン	4,300	1,251	5,379,300	
	住友大阪セメント	34,000	213	7,242,000	
	太平洋セメント	28,000	147	4,116,000	
	新日本製鐵	42,000	251	10,542,000	
	合同製鐵	17,000	219	3,723,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	2,200	2,020	4,444,000	
	東京製鐵	5,600	930	5,208,000	
	大阪製鐵	4,700	1,453	6,829,100	
	三菱マテリアル	29,000	228	6,612,000	
	住友電気工業	8,500	753	6,400,500	
	リンナイ	1,900	3,200	6,080,000	
	オークマ	32,000	298	9,536,000	
	森精機製作所	6,800	766	5,208,800	
	日立建機	9,600	1,015	9,744,000	
	SANKYO	1,100	4,410	4,851,000	
	キヤノンファインテック	1,200	911	1,093,200	
	三菱重工業	30,000	271	8,130,000	
	コニカミノルタホールディングス	15,000	767	11,505,000	
	日立製作所	35,000	241	8,435,000	
	マブチモーター	1,700	3,610	6,137,000	
	富士通	21,000	345	7,245,000	
	NECエレクトロニクス	6,400	477	3,052,800	
	パナソニック	9,200	1,072	9,862,400	
	シャープ	21,000	691	14,511,000	
	ソニー	6,300	1,588	10,004,400	
	TDK	3,200	3,380	10,816,000	
	アルプス電気	7,800	270	2,106,000	
	山武	2,900	1,650	4,785,000	
	キーエンス	300	18,930	5,679,000	
	京セラ	1,100	5,790	6,369,000	
	キヤノン	3,900	2,295	8,950,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	リコー	4,000	1,065	4,260,000	
	トヨタ自動車	7,500	3,090	23,175,000	
	アイシン精機	7,600	1,421	10,799,600	
	ダイハツ工業	14,000	726	10,164,000	
	本田技研工業	10,200	2,245	22,899,000	
	スズキ	14,200	1,470	20,874,000	
	島津製作所	5,000	593	2,965,000	
	ニコン	3,000	880	2,640,000	
	ＨＯＹＡ	5,300	1,691	8,962,300	
	トッパン・フォームズ	5,300	997	5,284,100	
	ヤマハ	6,800	776	5,276,800	
	任天堂	600	25,430	15,258,000	
	東京電力	9,700	2,730	26,481,000	
	中部電力	3,200	2,350	7,520,000	
	中国電力	3,700	2,320	8,584,000	
	東北電力	3,800	2,245	8,531,000	
	九州電力	5,000	2,270	11,350,000	
	沖縄電力	1,000	6,050	6,050,000	
	東京瓦斯	27,000	392	10,584,000	
	東日本旅客鉄道	1,500	5,440	8,160,000	
	日本通運	32,000	297	9,504,000	
	ヤマトホールディングス	15,000	906	13,590,000	
	日立物流	9,100	816	7,425,600	
	日本郵船	9,000	416	3,744,000	
	商船三井	10,000	516	5,160,000	
	上組	7,000	627	4,389,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	99	110,000	10,890,000	
	ヤフー	384	25,970	9,972,480	
	日本テレビ放送網	1,180	9,200	10,856,000	
	日本電信電話	5,200	4,230	21,996,000	
	ＫＤＤＩ	21	493,000	10,353,000	
	長瀬産業	3,000	776	2,328,000	
	三井物産	14,000	913	12,782,000	
	住友商事	17,900	832	14,892,800	
	三菱商事	12,000	1,211	14,532,000	
	阪和興業	12,000	263	3,156,000	
	ドトール・日レスホールディングス	1,700	1,366	2,322,200	
	三越伊勢丹ホールディングス	12,400	673	8,345,200	
	サークルＫサンクス	4,000	1,544	6,176,000	
	ファミリーマート	1,900	3,290	6,251,000	
	島忠	2,400	1,621	3,890,400	
	オークワ	2,000	1,220	2,440,000	
	青山商事	2,500	1,253	3,132,500	
	ファーストリテイリング	600	9,860	5,916,000	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	69,200	429	29,686,800	
	りそなホールディングス	4,200	1,529	6,421,800	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	三井住友フィナンシャルグループ	5,300	2,965	15,714,500	
	千葉銀行	11,000	475	5,225,000	
	七十七銀行	13,000	451	5,863,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	16,000	300	4,800,000	
	静岡銀行	12,000	867	10,404,000	
	伊予銀行	8,000	1,034	8,272,000	
	みずほフィナンシャルグループ	60,100	188	11,298,800	
	東海東京証券	32,000	172	5,504,000	
	カブドットコム証券	78	95,000	7,410,000	
	損害保険ジャパン	17,000	472	8,024,000	
	あいおい損害保険	10,000	339	3,390,000	
	東京海上ホールディングス	6,300	2,075	13,072,500	
	リコーリース	1,900	1,243	2,361,700	
	イオンクレジットサービス	5,600	782	4,379,200	
	三菱地所	12,000	1,043	12,516,000	
	イオンモール	4,300	1,195	5,138,500	
	カカクコム	18	306,000	5,508,000	
	ダスキン	3,500	1,555	5,442,500	
	ベネッセコーポレーション	3,800	3,860	14,668,000	
小計		1,196,380		998,696,080	
合計				998,696,080	

（注）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式122銘柄	95.2%	100.0%

（２）株式以外の有価証券（平成21年２月20日現在）

該当事項はございません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）

（平成21年3月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	1,069,680,810円
負債総額	6,230,052円
純資産総額（ - ）	1,063,450,758円
発行済数量	2,645,304,419口
1万口当たり純資産額（ / *10,000 ）	4,020円

参考

親投資信託の現況は以下のとおりです。

純資産額計算書

日本株式マザーファンド

（平成21年3月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	1,069,724,348円
負債総額	1,331,086円
純資産総額（ - ）	1,068,393,262円
発行済数量	2,528,638,401口
1万口当たり純資産額（ / *10,000 ）	4,225円

第5【設定及び解約の実績】

安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）

		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期特定期間	第1期	7,867,850,662	121,040,973	7,746,809,689
第2期特定期間	第2期	710,550,773	203,957,761	8,253,402,701
	第3期	108,805,817	1,057,425,266	7,304,783,252
第3期特定期間	第4期	36,641,795	1,065,327,193	6,276,097,854
	第5期	113,277,044	1,270,935,431	5,118,439,467
第4期特定期間	第6期	10,430,219	749,013,626	4,379,856,060
	第7期	77,608,450	472,381,709	3,985,082,801
第5期特定期間	第8期	117,601	377,296,934	3,607,903,468
	第9期	13,599	343,248,098	3,264,668,969
第6期特定期間	第10期	-	281,030,622	2,983,638,347
	第11期	10,690,033	258,759,607	2,735,568,773

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成21年3月末現在）

資本金	26億円
発行する株式の総数	16万株
発行済株式総数	11万5600株
過去5年間ににおける資本金の額の増減	該当事項はありません。

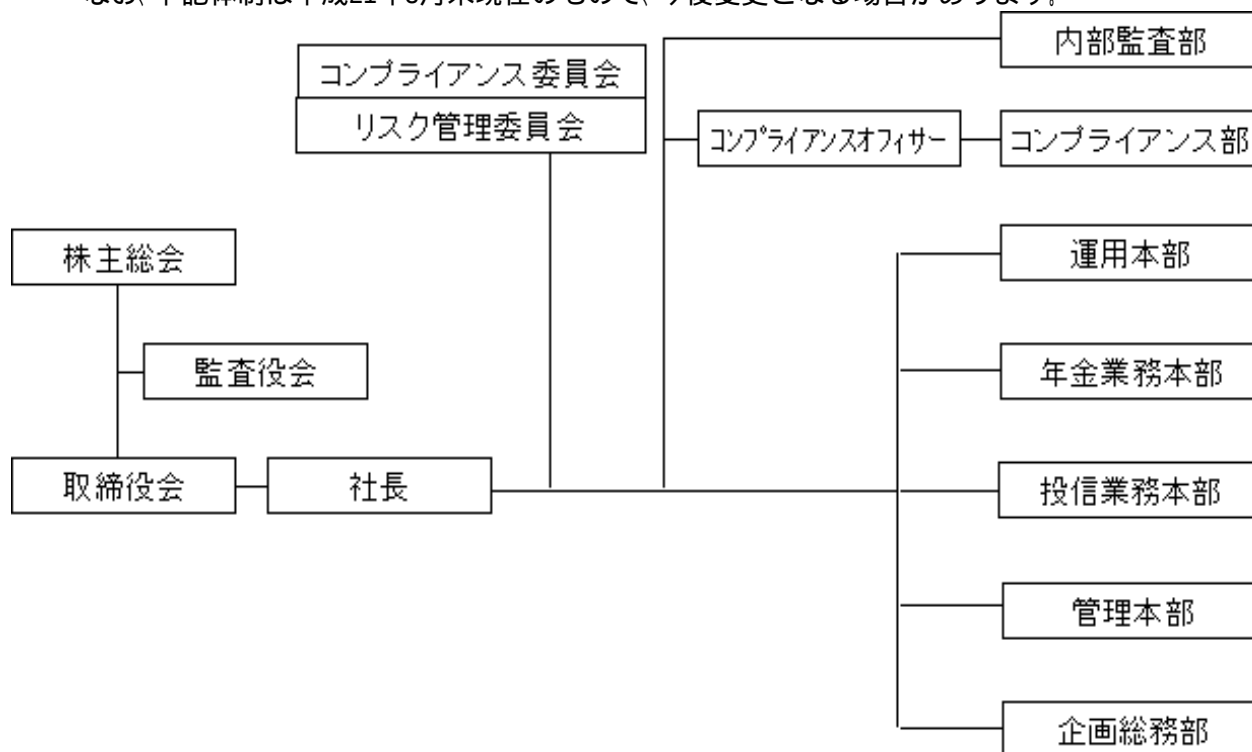
（2）会社の機構

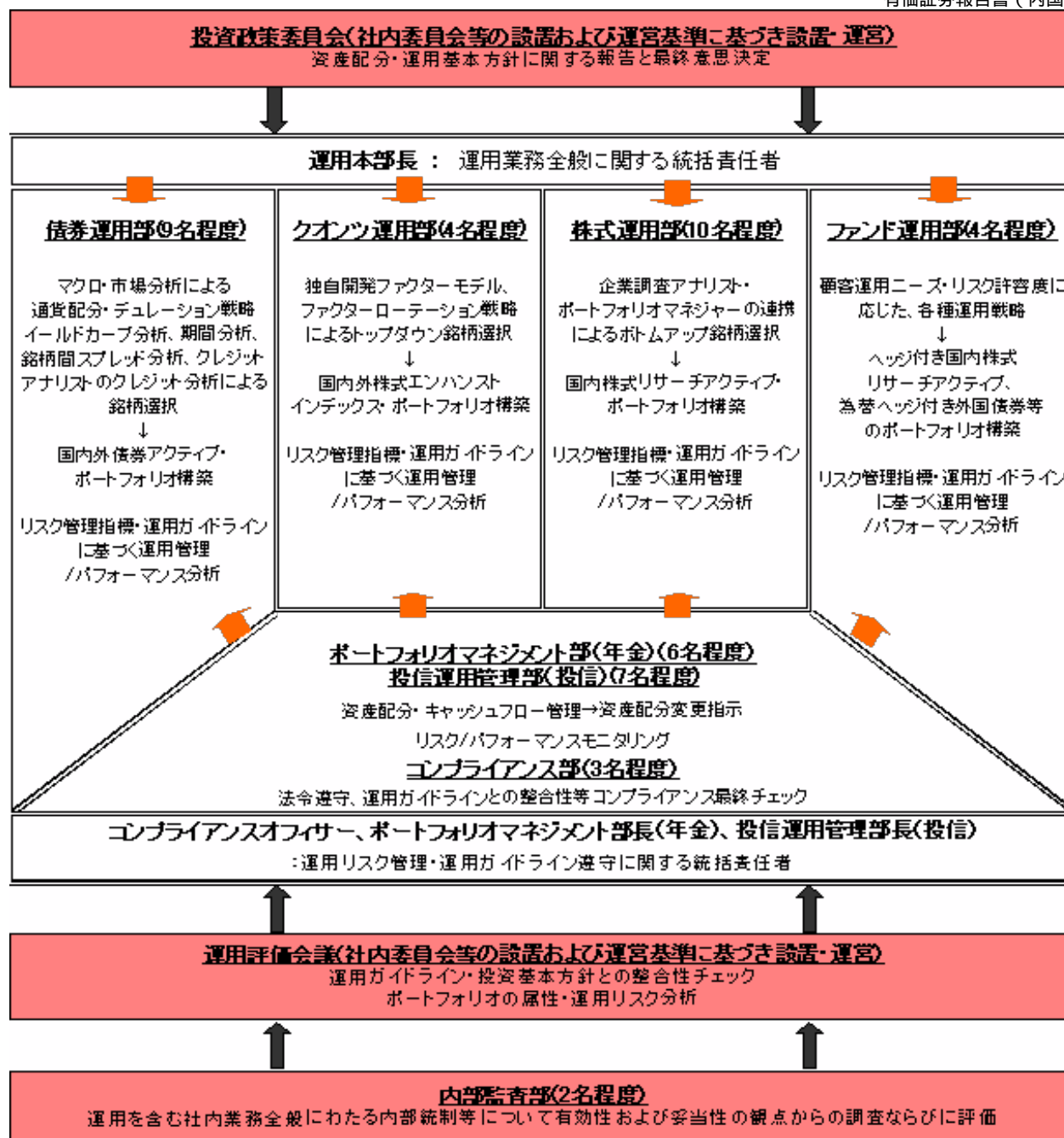
（経営体制と運用体制）

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の業務を監督します。また、ファンド運用の基本方針、重要事項を決定する投資政策委員会、リスク管理状況をチェックする運用評価会議をおき、運営しています。

ファンドの運用体制は次の通りです。

なお、下記体制は平成21年3月末現在のもので、今後変更となる場合があります。





2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託の純資産総額は、次の通りです。（平成21年3月末現在）

種類	本数	純資産総額（億円）
単位型株式投資信託	3	44
追加型株式投資信託	84	2,568
単位型公社債投資信託	2	46
追加型公社債投資信託	0	0
合計	89	2,568

3【委託会社等の経理状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、第9期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は、財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成し、第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成し、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし、第9期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、第9期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けており、当中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間財務諸表についてあずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第 9 期 (平成19年 3 月31日現在)		第10期 (平成20年 3 月31日現在)			
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金			589			-	
2 預金			3,240,181			-	
3 現金・預金			-			3,382,158	
4 有価証券			5,173			-	
5 前払費用			33,772			38,212	
6 未収入金			6,129			1,723	
7 未収委託者報酬			789,976			567,753	
8 未収運用受託報酬	2		-			58,763	
9 未収投資助言報酬			-			21,499	
10 未収収益	2		117,188			-	
11 繰延税金資産			29,726			29,884	
12 その他流動資産			1,875			448	
流動資産計			4,224,611	91.1		4,100,443	91.9
固定資産							
1 有形固定資産	1						
(1) 建物			75,825			67,547	
(2) 器具備品			71,558			79,793	
有形固定資産計			147,384	3.2		147,341	3.3
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア			57,504			22,364	
(2) 電話加入権			4,324			4,324	
(3) その他無形固定資産			128			111	
無形固定資産計			61,957	1.3		26,800	0.6
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			7,500			-	
(2) 長期前払費用			12,618			6,428	
(3) 繰延税金資産			9,938			9,489	
(4) 長期差入保証金			173,728			171,343	
(5) 預託金			1,000			-	
投資その他の資産計			204,784	4.4		187,260	4.2
固定資産計			414,127	8.9		361,402	8.1
資産合計			4,638,738	100.0		4,461,846	100.0

		第 9 期 （平成19年 3 月31日現在）		第10期 （平成20年 3 月31日現在）		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 （％）	金額（千円）	構成比 （％）
(負債の部)						
流動負債						
1 預り金			26,460		42,664	
2 未払金			300,132		206,112	
(1) 未払収益分配金		12			-	
(2) 未払手数料	2	300,120			206,112	
3 未払費用			245,383		165,378	
4 未払法人税等			38,019		20,832	
5 未払消費税等			5,870		14,336	
6 前受収益			10,805		12,543	
7 賞与引当金			52,378		54,659	
8 その他流動負債			792		-	
流動負債計			679,843	14.7	516,526	11.6
固定負債						
1 退職給付引当金			24,075		22,986	
固定負債計			24,075	0.5	22,986	0.5
負債合計			703,918	15.2	539,512	12.1
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金			2,600,000		2,600,000	
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		646,250			646,250	
資本剰余金計			646,250		646,250	
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金		26,000			26,000	
(2) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		662,467			650,084	
利益剰余金計			688,467		676,084	
株主資本計			3,934,717	84.8	3,922,334	87.9
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金			102		-	
評価・換算差額等計			102	0.0	-	-
純資産合計			3,934,820	84.8	3,922,334	87.9
負債・純資産合計			4,638,738	100.0	4,461,846	100.0

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
1 委託者報酬		3,203,201		3,033,591	
2 受入手数料		69,826		58,572	
3 投資顧問料	2	847,233		-	
4 運用受託報酬	2	-		614,516	
5 投資助言報酬	2	-		153,251	
営業収益計		4,120,261	100.0	3,859,932	100.0
営業費用					
1 支払手数料	2	1,288,052		1,158,705	
2 広告宣伝費		15,066		13,882	
3 公告費		3,711		1,849	
4 受益証券発行費		1,330		-	
5 調査費		1,095,664		1,104,552	
(1) 調査費		277,922		324,055	
(2) 委託調査費		815,468		778,479	
(3) 図書費		2,273		2,017	
6 委託計算費		64,591		72,165	
7 営業雑経費		88,225		93,614	
(1) 印刷費		67,304		73,164	
(2) その他雑経費		20,920		20,449	
営業費用計		2,556,641	62.1	2,444,769	63.3
一般管理費					
1 給料		641,457		694,570	
(1) 役員報酬	1	55,686		55,294	
(2) 給料・手当		497,747		545,015	
(3) 賞与		88,024		94,260	
2 交際費		5,589		5,195	
3 寄付金		900		600	
4 旅費交通費		28,788		32,016	
5 租税公課		18,778		13,319	
6 不動産賃借料		139,832		141,282	
7 退職給付費用		17,930		16,421	
8 賞与引当金繰入		52,378		54,659	
9 固定資産減価償却費		93,012		80,375	
10 諸経費		216,289		222,933	
一般管理費計		1,214,957	29.5	1,261,373	32.7
営業利益		348,662	8.5	153,789	4.0

		第9期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			第10期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
営業外収益	3						
1 受取配当金			225			-	
2 有価証券利息			392			196	
3 受取利息			8,132			8,926	
4 有価証券償還益			-			207	
5 為替差益			242			-	
6 雑収入			616			293	
営業外収益計			9,608	0.2		9,623	0.2
営業外費用							
1 固定資産除却損				-		1,732	
2 有価証券売却損				0		0	
3 雑損失				-		8	
営業外費用計				0	0.0	1,740	0.0
経常利益				358,271	8.7	161,672	4.2
特別利益							
1 投資有価証券清算益				-		9,740	
2 投資有価証券売却益				-		6,557	
特別利益計				-	-	16,298	0.4
特別損失							
1 本社移転費用				49,493		-	
2 前期損益修正損			1,497		-		
3 その他特別損失			5,438		-		
特別損失計			56,429	1.4	-	-	
税引前当期純利益			301,841	7.3	177,971	4.6	
法人税、住民税及び 事業税		111,313			74,394		
過年度法人税等		18,827			-		
法人税等調整額		15,282	145,423	3.5	360	74,754	1.9
当期純利益			156,418	3.8		103,216	2.7

(3)【株主資本等変動計算書】

第9期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金	
				繰越 利益剰余金	
平成18年3月31日残高（千円）	2,600,000	646,250	26,000	621,648	3,893,898
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				115,600	115,600
当期純利益				156,418	156,418
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	40,818	40,818
平成19年3月31日残高（千円）	2,600,000	646,250	26,000	662,467	3,934,717

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高（千円）	193	193	3,894,092
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			115,600
当期純利益			156,418
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）	91	91	91
事業年度中の変動額合計（千円）	91	91	40,727
平成19年3月31日残高（千円）	102	102	3,934,820

第10期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	
平成19年 3 月31日残高（千円）	2,600,000	646,250	26,000	662,467	3,934,717
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				115,600	115,600
当期純利益				103,216	103,216
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	12,383	12,383
平成20年 3 月31日残高（千円）	2,600,000	646,250	26,000	650,084	3,922,334

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年 3 月31日残高（千円）	102	102	3,934,820
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			115,600
当期純利益			103,216
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）	102	102	102
事業年度中の変動額合計（千円）	102	102	12,486
平成20年 3 月31日残高（千円）	-	-	3,922,334

重要な会計方針

項目	第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均 法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用し ております。	
2 固定資産の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、 自社利用のソフトウェアについては 社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 （会計方針の変更） 法人税法の改正（「所得税法等の一 部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号及び「法人税法施行令の一 部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号）に伴い平成19年4月1日 以降に取得した有形固定資産の減価償 却の方法は、改正後の同法に定める 「定率法」によっております。 これによる財務諸表に与える影響額 は軽微であります。 （追加情報） なお、平成19年3月31日以前に取得 したものについては、従来の償却可能 限度額まで償却が終了した翌年から5 年間で均等償却する方法によっており ます。 これによる財務諸表に与える影響額 は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備え るため、将来の支給見込額のうち当期 の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給 付に備えるため、当事業年度末におけ る退職給付の見込額（自己都合によ る当事業年度末要支給額の100%相当 額）を退職給付引当金として計上し ております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左
4 その他財務諸表作成の ための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式に よっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,934,820千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	

表示方法の変更

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	1 金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。 2 金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収収益」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問(助言)契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ92,649千円、24,538千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問(助言)契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ707,887千円、139,345千円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 11,217千円 器具備品 115,123千円	建物 23,195千円 器具備品 119,966千円
2 関係会社に対するものは次のとおりであります。	2 関係会社に対するものは次のとおりであります。
未収収益 1,624千円 未払手数料 16,905千円	未収運用受託報酬 1,456千円 未払手数料 15,812千円

（損益計算書関係）

第9期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第10期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 役員報酬の限度額は次のとおりであります。	
取締役 月額 1,000万円以内 監査役 月額 400万円以内	_____
2 関係会社に対するものは次のとおりであります。	2 関係会社に対するものは次のとおりであります。
投資顧問料 94,036千円 支払手数料 57,503千円	運用受託報酬 2,557千円 投資助言報酬 91,141千円 支払手数料 60,152千円
3 当社が平成18年10月23日付で金融庁より投資信託及び投資法人に関する法律第40条第1項に基づき、業務改善命令を受けたことに伴い計上した費用であります。	_____

（株主資本等変動計算書関係）

第9期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	115,600	1,000	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	115,600	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月27日

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	115,600	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	利益剰余金	270	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

（リース取引関係）

第9期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

第9期（平成19年3月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	5,000	5,173	173
	小計	5,000	5,173	173
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		5,000	5,173	173

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
10	-	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	7,500

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 債券	-	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
(2) その他	5,173	-	-	-
計	5,173	-	-	-

第10期（平成20年3月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
9,567	6,557	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第9期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第9期 （平成19年3月31日現在）	第10期 （平成20年3月31日現在）
1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 なお、確定拠出型年金制度は平成19年1月に導入しております。 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 3 退職給付費用に関する事項（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） 退職給付費用 17,930千円	1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 22,986千円 (2)退職給付引当金 22,986千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 退職給付費用 16,421千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,462千円が含まれております。

（ストック・オプション等関係）

第10期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第 9 期 (平成19年 3 月31日現在)	第10期 (平成20年 3 月31日現在)																				
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>21,312千円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>70</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>18,422</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>39,664</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>39,664</td></tr> </table>	賞与引当金	21,312千円	その他有価証券評価差額金	70	その他	18,422	繰延税金資産小計	39,664	繰延税金資産合計	39,664	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>22,240千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>9,353</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7,780</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>39,374</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>39,374</td></tr> </table>	賞与引当金	22,240千円	退職給付引当金	9,353	その他	7,780	繰延税金資産小計	39,374	繰延税金資産合計	39,374
賞与引当金	21,312千円																				
その他有価証券評価差額金	70																				
その他	18,422																				
繰延税金資産小計	39,664																				
繰延税金資産合計	39,664																				
賞与引当金	22,240千円																				
退職給付引当金	9,353																				
その他	7,780																				
繰延税金資産小計	39,374																				
繰延税金資産合計	39,374																				

（企業結合等関係）

第10期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第10期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第 9 期（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	120,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	非常勤取締役2名 非常勤監査役2名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	投資顧問料の受取及び代行手数料の支払	収益 94,036 費用 58,339	未収収益 未払手数料	1,624 16,905

注) 1 投資顧問料及び代行手数料については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 取引金額には消費税は含まれておりません。

第10期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田 区	60,000	生命保険	（被所有） 直接98.62%	兼任 4 名	資産運用 サービスの 提供及び 当社投 信商品の 販売	運用受託 報酬及び 投資助言 報酬の受 取並びに 代行手数料 の支払	収益 93,698 費用 61,424	未収運用 受託報酬 未払手数料 等	1,456 15,847

注）1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 取引金額には消費税は含まれておりません。

3 役員の兼任 4 名の内訳は、当社非常勤取締役 2 名、当社非常勤監査役 2 名であります。

（ 1 株当たり情報 ）

第 9 期 （ 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日 ）		第10期 （ 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日 ）	
1 株当たり純資産額	34,038円23銭	1 株当たり純資産額	33,930円22銭
1 株当たり当期純利益	1,353円10銭	1 株当たり当期純利益	892円87銭
(1) なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(1) なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(2) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	156,418千円	当期純利益	103,216千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	156,418千円	普通株式に係る当期純利益	103,216千円
期中平均株式数	115,600株	期中平均株式数	115,600株

（ 重要な後発事象 ）

第 9 期（ 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日 ）

該当事項はありません。

第10期（ 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日 ）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間末 （平成20年9月30日）		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		3,339,199
未収委託者報酬		444,121
未収運用受託報酬		115,952
未収投資助言報酬		25,696
繰延税金資産		27,332
その他流動資産	3	52,399
流動資産計		4,004,701
固定資産		
有形固定資産	1	128,399
無形固定資産		24,706
投資その他の資産		190,429
長期前払費用		2,523
繰延税金資産		10,079
長期差入保証金		177,826
固定資産計		343,535
資産合計		4,348,236
負債の部		
流動負債		
未払金		158,028
未払費用		169,824
未払法人税等		7,149
預り金		11,398
賞与引当金		57,159
その他流動負債	2	25,248
流動負債計		428,808
固定負債		
退職給付引当金		24,465
固定負債計		24,465
負債合計		453,273
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		646,250
資本剰余金計		646,250
利益剰余金		
利益準備金		26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		622,713
利益剰余金計		648,713
株主資本計		3,894,963
純資産合計		3,894,963
負債・純資産合計		4,348,236

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 平成20年 4 月 1日 至 平成20年 9 月30日）	
営業収益	
委託者報酬	1,233,376
受入手数料	26,390
運用受託報酬	268,413
投資助言報酬	83,922
営業収益計	1,612,102
営業費用	
支払手数料	452,799
その他営業費用	549,961
営業費用計	1,002,761
一般管理費	1 602,501
営業利益	6,839
営業外収益	2 6,002
営業外費用	3,212
経常利益	9,629
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	9,629
法人税、住民税及び事業税	3,825
法人税等調整額	1,962
中間純利益	3,841

(3)中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日）
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,600,000
当中間期末残高		2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		646,250
当中間期末残高		646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		26,000
当中間期末残高		26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		650,084
当中間期変動額		
剰余金の配当		31,212
中間期純利益		3,841
当中間期変動額合計		27,370
当中間期末残高		622,713
株主資本合計		
前期末残高		3,922,334
当中間期変動額		
剰余金の配当		31,212
中間期純利益		3,841
当中間期変動額合計		27,370
当中間期末残高		3,894,963
純資産合計		
前期末残高		3,922,334
当中間期変動額		
剰余金の配当		31,212
中間期純利益		3,841
当中間期変動額合計		27,370
当中間期末残高		3,894,963

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
2 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付の見込額（自己都合による当中間会計期間末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。
3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	157,222千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	
3 下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接控除して表示しております。	
流動資産 その他	1,216千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	19,646千円
無形固定資産	4,084千円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	5,827千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当株式会社会計期間

(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成20年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	利益剰余金	270	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成20年 9 月30日現在）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）
該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）
該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）	
1 株当たり純資産額	33,693円45銭
1 株当たり中間純利益	33円23銭
(1) なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	3,841千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益	3,841千円
期中平均株式数	115,600株

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）
該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）委託会社の定款の変更

平成20年6月26日に開催された定時株主総会において、金融商品取引法が施行されたことに伴う定款変更が決議されました。定款変更は第2条（目的）を整理するものであり、列挙事項を包括記載とすることで従来の業務の範囲を変更するものではありません。

（２）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称	住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
資本金の額	287,537百万円（平成20年9月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

(1)名称	(2)資本金の額（百万円） （平成20年9月末現在）	(3)事業の内容
金山証券株式会社	504	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東海東京証券株式会社	36,000	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307	
	（平成20年11月4日現在）	
明和證券株式会社	511	
楽天証券株式会社	7,445	
	（平成21年1月13日現在）	
ワイエム証券株式会社	1,270	

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成20年8月22日	臨時報告書
平成20年11月4日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年11月20日	有価証券報告書
平成20年11月20日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年11月21日	有価証券報告書の訂正報告書
平成20年11月21日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年11月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年4月10日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）の平成20年8月21日から平成21年2月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）の平成21年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
-------------------	-------	---------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
-------------------	-------	-----------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
-------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月8日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公 高 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 奥 村 始 史 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻 前 正 紀 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年10月10日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）の平成20年2月21日から平成20年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）の平成20年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。